

～ふるさとをかえせ！～

一日も早い、本当の生活再建をめざして！

福島原発避難者訴訟

発行日 2017年7月10日
発行責任者 原告団長 早川篤雄
編集責任者 事務局長 金井直子
連絡先 福島県いわき市石森1丁目24-16

避難者原告団だより 第24号

TEL090-1936-1653 FAX0246-25-6410
Mail: naraha-kanaike.1031@y5.dion.ne.jp

6月21日(水)、ついについに、第1陣避難者訴訟の最終尋問が終わりました。特に最後の尋問者は、我が原告団長の早川篤雄さん。法廷内は満席。午後の最後の尋問が早川さんであったこともあり、誰一人として法廷内を動きませんでした。内容の詳細は、別紙の弁護団の報告書をご一読下さい。傍聴参加できた多くの皆さんは、早川さんの発言の一時一句を息を飲んで聞きいったことと思います。福島原発事故は、起こるべくして起こってしまった最悪の事故だと断言する真意は、早川さんの40年余の原発と向き合ってきた歴史との整合性をしっかりと証明したものだと言えます。そして結審は10月11日。判決は来年の春を予定しています。その後は、12月6日から第2陣の立証が始まります。山木屋原告団の皆さん、引き続き一致団結協力して、この裁判を闘い抜きましょう。今後も多くの原告団・支援者の傍聴をお願いします。最後に、我々が弁護団先生方々の精鋭チームに心から感謝を申し上げます。

☎ 平成29年(2017年)6月21日(水) 第24回 避難者訴訟の様子「デモ行進」&「報告集会」



重要①【避難者訴訟原告団からの陳情ハガキ】を裁判所の裁判長と裁判官に郵送します。

前回、同封しました陳情ハガキは、私達が直接、裁判長や裁判官に対して気持ちを伝える方法です。これは、今までの署名やデモ行進と並び、それ以上に、私達原告団が必死で公正な正義の判決を求めていることを裁判所側に訴えることが出来ます。**どうぞ、必ず書いてポストに投函して下さい。**

弁護士の報告書にもあるように、6月21日(水)の第24回裁判期日で第1陣の尋問は終わりました。その後、10月11日(水)に【結審】そして来年の春頃には【判決】の予定です。

また、いよいよ避難者訴訟の第2陣(3次・4次・5次)原告の裁判期日が開始されます。

第2陣は、相双地域の方々と、主に川俣町山木屋地区の原告の方々と構成されています。

引き続き、年内には、第6次原告団の提訴行動も予定されています。

第1陣原告団も、第2陣原告団も、同じく「福島原発避難者訴訟原告団」です。

今後も、裁判期日には、多くの原告団・支援者の裁判傍聴参加を、よろしくお願いいたします。

重要②【明治大学：大森正之先生のアンケート調査票】記入と返送をお願いいたします。

原告団の皆さんに郵送しました「アンケート調査票」ですが、**追跡調査の対象者には、再度の調査票記入のお願いが届きます。**それらを更に分析集計し、正しいデータを裁判所へ提出します。

まさに、私達の「ふるさとをかえせ！」の主張する本当の想いが、意見陳述や本人尋問・陳情ハガキそしてアンケート調査をまとめた報告書に反映されて、裁判官に届きます。

まだアンケート調査票を記入返送されていない方は、どうぞよろしくお願いいたします。

アンケート調査票に関する問い合わせは、弁護団本部 電話：03-5812-4671

◇原告団事務局からのお願いと連絡

①住所が変更した場合は、必ずご連絡を下さい。郵便物がこちらに返送されてしまいます。

原告団事務局長 金井直子 090-1936-1653 または、弁護団本部 来田美智 03-5812-4671 まで。

②毎回の裁判の詳細な報告書は、弁護団の先生方の重要な記録書です。

大変貴重な報告書です。ぜひ、ご家族の皆さんでお読み下さい。

特に、尋問担当チームの、ベテラン弁護士・中堅弁護士・若手弁護士の各々
弁護団先生方々の法廷での尋問場面は素晴らしいです。感動しました。

③引き続き、裁判協力金の受付をしています。(裁判に関する通信費＝印刷代・郵送代に使用しています。)

◇郵便局から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【福島原発避難者訴訟原告団】

(記号) 18210 (番号) 3922501 フクシマゲンパツヒナンシャソショウゲンコクダン

◇他金融機関から⇒ ゆうちょ銀行 総合口座 (口座名)【福島原発避難者訴訟原告団】

(店名)八二八 (店番)828 (貯金種目)普通預金 (口座番号) 0392250